

自動車登録規則等の一部を改正する省令案について

1. 背景

自動車登録番号標及び車両番号標（以下「ナンバープレート」という。）には、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）を表す文字を表示することとしており、これまで、自動車検査登録事務所が新設された場合に新たな地域名表示を創設してきました。

これに対し、地方自治体等より、地域振興や観光振興、地域の一体感の醸成等の観点から、新たな自動車検査登録事務所の設置をせずに、新しい地域名表示を創設してほしい旨の要望が寄せられ、ナンバープレートの地域名表示について弾力化を行い、いわゆる「ご当地ナンバー」として、「仙台」、「金沢」、「堺」等の17ナンバーについては平成18年10月10日から、「つくばナンバー」については平成19年2月13日から導入しました。

一方「富士山ナンバー」については、複数の運輸支局等の管轄にまたがる地域であったため、導入について自動車登録の行政事務、自動車検査登録システム（MOTAS）への影響等について慎重に検討をし、関係機関との調整を行った結果、導入が可能であるとの結論に至ったため、今般「富士山ナンバー」を新たに導入することとし、これに伴い、関係省令について所要の改正を行うこととします。

2. 概要

- (1) 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則（昭和39年運輸省令第63号）の一部改正
本邦の登録自動車が条約締約国内で運行する際に備付けが必要となる登録証書に記載する地域名表示として、「富士山ナンバー」を追加します（第三号様式）。
- (2) 自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）の一部改正
ナンバープレートの地域名表示として、「富士山ナンバー」を追加します（別表第一）。
- (3) その他所要の改正をします。

3. スケジュール（予定）

公 布 : 平成20年10月中旬ごろ
施 行 : 平成20年11月4日